

非課税保有期間終了のお知らせ

2023年以前に一般NISAを利用して購入された投資信託の非課税保有期間は5年間となっており、当該投資信託の非課税保有期間が終了した場合、2024年以降NISA口座に設定される成長投資枠およびつみたて投資枠への移管（ロールオーバー）はできません。

2020年に一般NISAを利用して購入された投資信託は、本年12月末に非課税保有期間が終了することから、下記の「選択1」と「選択2」のいずれかをお選びいただき、期日までにお手続きください。

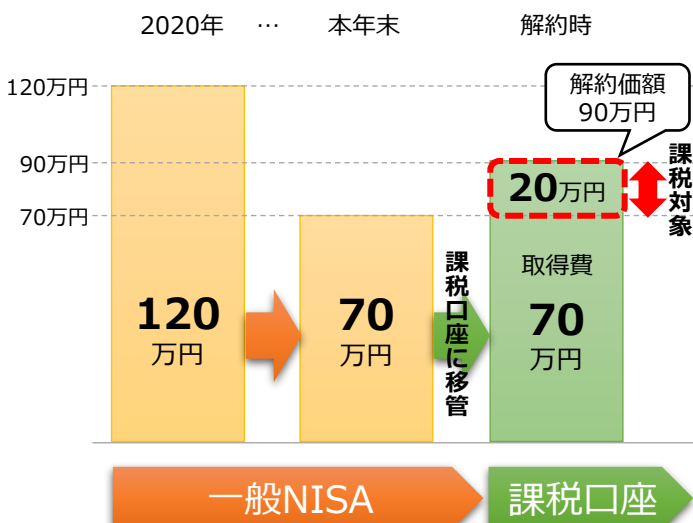
非課税保有期間終了に際してのお手続き

選択1

非課税保有期間が終了する投資信託を課税口座に移管する

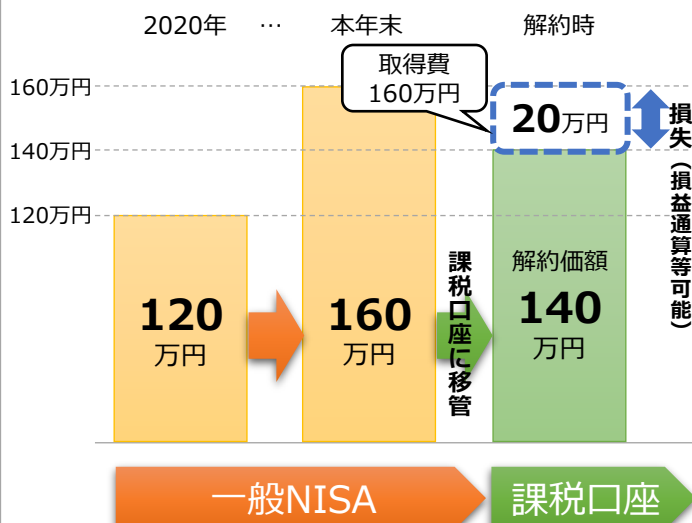
- **特段、お手続きの必要はございません。**当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、当金庫に特定口座を開設されていない場合には一般口座に、それぞれ移管されます。
- **移管後は、本年12月末時点の時価が取得費**となり、解約時の譲渡損益が計算されます。

①課税口座への移管後、移管時より高い価額で解約する場合



・購入時より低い価額で解約しても課税される場合があります。

②課税口座への移管後、移管時より低い価額で解約する場合



・購入時より高い価額で解約しても損失となる場合があり、当該損失については、損益通算等することができます。

※ 課税口座に移管された投資信託をNISA口座に再度移管することはできません。

※ 当金庫に特定口座を開設されているお客さまが、一般口座への移管を希望される場合は、本年11月末を目途に一般口座への移管依頼書のご提出が必要になります。この場合、同一銘柄の投資信託は、全て一般口座に移管する必要があります（特定口座と一般口座に分けて移管はできません）。

選択2

本年中（非課税保有期間内）に**NISA口座（非課税）**で解約する

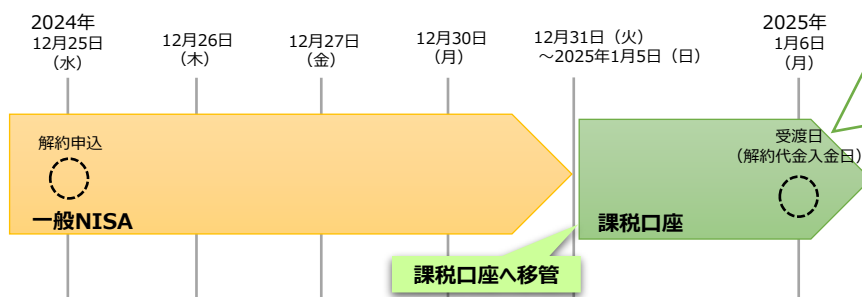
- **受渡日（解約代金入金日）が本年中（非課税保有期間内）**となるよう**解約のお手続き**をお済ませください。
- ☞ 詳細は、裏面の「お手続きの際の留意点」をご覧ください。

お手続きの際の留意点

2020年中に一般NISAを利用して購入された投資信託を本年中（非課税保有期間内）にNISA口座（非課税）で解約することを希望され、本年中に解約申込を行っていただいた場合でも、**受渡日**※（解約代金の入金日）が2025年1月1日以降になると、以下の図のとおり、課税口座への移管後の受渡しとなります。

※ 銘柄ごとの受渡日は、交付目論見書をご覧ください。また、申込受付中止日（交付目論見書をご覧ください）には、解約申込を受け付けることができませんのでご注意ください。

<受渡日が解約申込日から起算して5営業日目となる銘柄の場合>



【課税口座へ移管の場合】
課税口座への移管後の受渡しとなるため、解約価額が取得費（移管時の時価（本年12月末時点の時価））を上回る場合、解約に伴う譲渡益に対して課税されます。

一般NISA口座での購入年と非課税保有期間が終了する年

一般NISA口座での購入年

非課税保有期間の終了年

2020年

2024年末

2021年

2025年末

2022年

2026年末

2023年

2027年末

ご留意事項

- ・当金庫に特定口座を開設されているお客さまが、一般口座への移管を希望される際に、一般口座への移管依頼書のご提出がなかった場合（書類の不備等により受理できなかった場合を含みます）には、2020年に一般NISAで購入された投資信託は特定口座に移管されますのでご注意ください。
- ・課税口座への移管処理後、お手続きが完了した旨の通知書を送付します（2025年1月予定）。
- ・住所、氏名等の届出事項に変更が生じた場合、お取引店にお申し出いただき、変更手続きをお済ませください。
- ・本書面に記載のいずれの選択が有利かは、将来の投資信託価額の推移や、お客さまの他のお取引状況により異なります。

ご不明な点、お手続きの詳細等については、お取引店までお問い合わせください。

- ・上記記載内容は、2024年7月現在の情報にもとづいて作成しております。制度内容等は今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください。
- ・本書面は、制度に関する一般的な内容を記載したものです。税務や法律に関する個別、具体的なお対応については必ず税理士・弁護士等の専門家とご相談ください。